

沿岸広域振興局長告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月11日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331000026	相談支援事業所 さんさん	陸前高田市高田町字東和野 37番地1	社会福祉法人燦々会	平成26年7月2日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331000026	相談支援事業所 さんさん	陸前高田市高田町字東和野 37番地1	社会福祉法人燦々会	平成26年7月2日